



2022年5月13日

各 位

会 社 名 フィデアホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表執行役社長 田尾 祐一  
コ ー ド 番 号 8713 東証プライム市場  
問 合 せ 先 執行役副社長 宮下 典夫  
(TEL. 022-290-8800)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日に開催予定の当社第13期定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

#### 2. 変更の内容

別紙のとおり。

#### 3. 日程

(1) 取締役会決議	2022年5月13日
(2) 定款変更のための定時株主総会開催日	2022年6月24日(予定)
(3) 定款変更の効力発生日	2022年9月1日(予定)

以上

報道関係 お問い合わせ先 IRグループ Tel. 022-290-8800

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>附則</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>